

## 保育所保育料の納入通知書の誤発送について

### 1 概要

平成18年5月8日（月）に保育運営課職員が発送した保育所保育料の納入通知書のうち、A様あてにお送りしたものが、あて名とは別人のB様のもとに郵送されている旨の電話連絡を5月11日（木）、保育運営課にいただきました。

その内容について確認したところ、保育運営課において、誤って存在しない住所をあて先に記載したこと、郵便局において存在しない住所であるにもかかわらず、別人に配達したこと、という2重のミスにより、誤発送・誤配達があったものと判明しました。

本来の保育料の納入であるA様に5月16日（火）に面会し、謝罪しました。また、事情をご説明し、了解をいただいた上で新しい納入通知書をお渡ししました。

なお、B様の住所等が不明であり、誤配達された納入通知書が回収できていないことから、配達した担当郵便局（市外）にB様の住所等の調査を依頼し、現在調査中となっています。

### 2 誤った内容

- (1) 保育運営課において、納入通知書の送付先に誤って存在しない住所を記載したこと
- (2) 郵便局において、存在しない住所であるにもかかわらず、あて名とは別人に配達したこと

### 3 経過

5月8日（月） 納入通知書の発送

11日（木） B様から、別人あて、別住所あての納入通知書が郵送されたこと、配達された納入通知書は廃棄する旨の電話がある。  
※B様の住所、氏名等を確認することはできませんでした。

12日（金） B様の住所等の確認を担当郵便局に依頼

14日（日） A様宅を訪問（不在により面会できなかったため、保育運営課に連絡をいただくよう、メモを郵便受けに残す。）

15日（月） A様より電話があり、訪問の約束をする。

16日（火） A様宅を訪問、謝罪し、納入通知書をお渡しする。  
担当郵便局に誤配達の調査を正式に依頼する。

### 4 記載されていた個人情報

住所、氏名、保育所名、納付金額など

### 5 原因

A様は市外に転出されていたため、保育運営課で転出先の住所を確認し、納入通知書の送付先リストに書き写す際、住所地の一部を誤って実際には存在しない住所を記入したため。

### 6 再発防止策

- (1) 納入通知書の発送に際しては、従来から2重チェックを行っているところですが、今後は作業工程ごとに、更に2重チェックを徹底します。
- (2) 誤発送判明後、職員に注意を喚起しました。今後、係会議や職場研修を通じて、個人情報を取り扱っていることの重要性を再度徹底します。